ン、フィクス・グロッスラリオイデス、フィクス・コンカティアン、ぶどう（付表第三十二及び第五十四に掲げるものを除く。）、ペポかぼちや（付表第六十八に掲げるものを除く。）、ももたまな、やまもも、ゆうがお（付表第六十九に掲げるものを除く。）、らんばい、ランブータン、りゅうがん、りんご、れいし（付表第十三、第十四及び第七十一に掲げるものを除く。）、わんぴ、あかたねのき属植物、かき属植物、カリッサ属植物、ぐみ属植物、コーヒーノキ属植物、さくら属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物（付表第六十三に掲げるものを除く。）、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ぱんのき属植物、ばんれいし属植物、ヒロセレウス属植物（付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。四の項において同じ。）、ふくぎ属植物（付表第四十に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。四の項において同じ。）、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実

（略）

三～十七　（略）

付表

一～七十　（略）

七十一　ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるティエウ種のれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

ン、フィクス・グロッスラリオイデス、フィクス・コンカティアン、ぶどう（付表第三十二及び第五十四に掲げるものを除く。）、ペポかぼちや（付表第六十八に掲げるものを除く。）、ももたまな、やまもも、ゆうがお（付表第六十九に掲げるものを除く。）、らんばい、ランブータン、りゅうがん、りんご、れいし（付表第十三及び第十四に掲げるものを除く。）、わんぴ、あかたねのき属植物、かき属植物、カリッサ属植物、ぐみ属植物、コーヒーノキ属植物、さくら属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物（付表第六十三に掲げるものを除く。）、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ぱんのき属植物、ばんれいし属植物、ヒロセレウス属植物（付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。四の項において同じ。）、ふくぎ属植物（付表第四十に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。四の項において同じ。）、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実

（略）

三～十七　（略）

付表

一～七十　（略）

（新設）

附　則

この省令は、令和元年十二月十五日から施行する。